

## 定期積金規定

### 1. (掛金の払込み規定)

定期積金(以下「この積金」という。)は、通帳記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの通帳をお差出してください。

### 2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類はこの通帳の当該払込み記載を取消したうえ、受入店で返却します。

### 3. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

### 4. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、延滞日数が8日以上の場合、約定満期日を延期して修正満期日を算出します。

### 5. (給付補てん金等の計算)

- (1) この積金の給付補てん金は、通帳記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。
  - ① この積金の契約期間中に通帳記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、次の③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
  - ② 当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前の解約をするときおよび定期預金等共通規定の第9条により解約する場合は、払込日から解約日の前日までの期間について、次の③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
  - ③ 上記①、②の計算に適用する利率は、次のとおりとします。
    - A 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年未満のもの；解約日における普通預金利率
    - B 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年以上のもの；約定年利回×60% (小数点第4位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。)
  - ④ この計算の単位は100円とします。

### 6. (先払割引金の計算等)

- (1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を通帳記載の利回りに準じて満期日に計算します。この場合、先払日数5日以上のものに限ります。
- (2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

### 7. (満期日以後の利息)

この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金(掛金総額に達しないときは掛金残高相当額)に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

### 8. (解約)

この積金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに、取引店のほか当金庫本支店に提出してください。ただし、取引店以外での解約は、当金庫所定の手続きを行った場合(所定の条件を具備している場合)にかぎりません。

以 上